

報告第13号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成27年10月6日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県米原市朝妻筑摩

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。

2 事件名 米原小学校駐車場表示看板による自動車の損傷

3 事件の概要

平成27年8月25日午後4時40分頃、米原小学校駐車場において、上記相手方が所有車両を駐車しようとした際に、駐車場表示看板が強風で飛び、当該車両に当たり、損傷させた。

4 損害賠償の額

金223,774円とする。

平成27年10月6日

米原市長 平尾道雄